

ハローワーク活用及び民間職業紹介事業者とのトラブルの特別指導窓口について

ハローワークの行う支援・取組について

〈求人者支援を行っています〉

- ・ 求職者の応募が増えるような、分かりやすく、魅力ある求人票の作成支援や情報提供
- ・ 求人担当者制や事業所訪問による事業所情報の収集とマッチング支援
- ・ 就職面接会、企業説明会や会社見学会の開催によるマッチング支援
- ・ 雇用管理の改善に向けた専門家の派遣支援（雇用管理改善等コンサルタント）

職業紹介事業への対応について

- ・ 求職者への就職お祝い金・就職後2年間の転職勧奨を禁止しました。
- ・ 職業紹介事業者の手数料実績を「人材サービス総合サイト」で公開義務化。
- ・ 「医療・介護・保育分野における適正な優良職業紹介事業者」の認定及び人材サービス総合サイトでの公開

職業紹介事業者等との支払いを巡るトラブルについて

全国では、以下のようなトラブルが発生しています。

三重労働局では、電話や苦情相談受付シートの利用により「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口で御相談を受け付けています。

（問い合わせ先）

三重労働局 需給調整事業室 電話番号 059-226-2165

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

メールアドレス：jukyu-mie@mhlw.go.jp

- ① 紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまったが、職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求された。
- ② 募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料（6ヶ月間は月5万円）になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれた。契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。